

平成 25 年 12 月 9 日

株式会社オプトロムに対して電気用品安全法に基づく 嚴重注意処分を行いました

経済産業省は、株式会社オプトロム（宮城県仙台市）が、電気用品安全法が規定する電気用品（直管蛍光灯型 CCFL 照明）について、同法第 8 条第 1 項の技術基準適合義務を履行せずに輸入・販売を行っていたため、本日、同社に対して同法の遵守に係る嚴重注意を行い、改善措置及び再発防止の徹底等を指導しました。

経緯と概要

株式会社オプトロム（宮城県仙台市）は、電気用品安全法の指定対象品目である直管蛍光灯型 CCFL 照明について、同法が規定する技術基準適合義務を履行せずに、平成 21 年 4 月から平成 25 年 8 月までに 454,710 台を輸入・販売しました。

本件について、経済産業省は、同社に対して事実確認を行うとともに、当該製品を検査したところ、技術基準に適合していないことが確認され、同社の技術基準適合義務違反が判明しました。

対象製品については、現時点で事故の報告はないものの、①当該技術基準不適合が感電につながるおそれを否定できないこと、②長期にわたり法令に違反し、当該製品を輸入・販売していたこと、③複数の技術基準違反があったにもかかわらず、感電のおそれがある一部の違反部分だけを改良して販売を続けていることから、同社に対して、商務流通保安審議官名で嚴重注意を行いました。具体的には、直ちに当該製品の出荷を停止させるとともに、改善措置及び再発防止措置を徹底し、改善状況について定期的に報告することを指導しました。

なお、既に販売した直管蛍光灯型 CCFL 照明については、全販売先に注意文書を送付するとともに、特に感電等に関する知識が少ない方がランプ交換、照明器具清掃等を行うと想定される場所（幼稚園、小中学校、事務所等）に設置されている当該製品には危険防止のために封印の措置を実施しているところです。

（本発表資料のお問い合わせ先）

商務流通保安グループ 製品安全課長 岡部

担当者：守田、山本、舩屋（ますや）

電 話：03-3501-1511（内線 4301）

03-3501-4707（直通）

<参考>CCFL 照明表示銘板



<対象製品品番>

「OPT-40C-N-L」、「OPT-40C-NV」、「OPT-40C-N/D」、
「OPT-40C-NV/D」、「OPT-40C-N/D2」、「OPT-20C-N」